



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

申22号団体交渉 徐行予告信号機の建植位置 規定に基づく統一した取扱いを求める

新潟地本は6月18日、申22号・越後線における徐行予告信号機の建植位置に関する申し入れの団体交渉を行いました。

運転取扱実施基準では「徐行予告信号機は徐行信号機の外方600m以上を隔てた地点に建植する」と定められていますが、越後線で行われた計画徐行において、上り列車に対する徐行予告信号機が徐行信号機の292m手前に建植されました。

徐行区間の速度超過は重大事故に直結することから、規定の理解・遵守に関する疑義を解消するため申し入れを行っていたものです。

支社側 距離600m未満でも 実施基準に基づいたものと説明

団体交渉の冒頭、安全・事故防止の視点から規程を遵守した中で、徐行信号機による速度超過を発生させないということを労使の共通認識として確認し、議論に入りました。

◆ 今年1月1日に発生した能登半島地震により路盤が崩れたことで、越後線の内野〜新潟大学前駅間は5日間にわたり運転不能となりました。

◆ 復旧作業を終えて運転を再開した1月6日からは、当該箇所速度25km/h以下の徐行を実施、2月14日からは45km/h以下に徐行速度が引き上げられました。

◆ 運転取扱実施基準第224条では、徐行予告信号機は徐行信号機の外方600m以上を隔てた地点に建植する



徐行予告信号機とは…?

工事や障害防止などのため通常の運転速度では走行できないときに、臨時に列車を徐行させる区間の始端に設置するのが「徐行信号機」です。運転士に対して、この先に徐行信号機が設置されていることを予告する信号機が「徐行予告信号機」で、菱形と三角形を組み合わせた図柄で表されます。

JR東日本では「運転取扱実施基準」の第224条で設置箇所が定められ、徐行予告信号機は徐行信号機から600m以上手前に建植するとされています。

「運転取扱実施基準解説」では通過列車が存在しない駅など、距離が短くても速度超過の恐れがない場合には600mより短くても良い旨の記載があります。

JR東日本では「運転取扱実施基準」の第224条で設置箇所が定められ、徐行予告信号機は徐行信号機から600m以上手前に建植するとされています。



支社側は徐行予告信号機について、運転取扱実施基準解説の「規定の目的と意味」で徐行信号機の速度以下に減速することを目的として、「徐行速度以下までに制御できれば、徐行予告信号機の建植箇所は、必ずしも600m外方でなければならぬ」というものではないと解説されているとしました。

◆ 同じ時期に同様の条件で越後線・青山〜関屋駅間で行われた徐行では、青山駅を挟んだ600m手前

◆ 支社側は、過去の事象を見ながら、条件によって一番リスクが下げられるところを打合わせながら徐行予告信号機の位置を決めているとしました。

◆ 支社側は3通りの対策があることを認めつつ、今後ともそれぞれの線区や地形を考慮しての方法が徐行失念防止の対策として一層重要になるかを勘案して関係箇所と打合わせで建植したいと考えているとしました。

◆ 支社側は「運転取扱実施基準」を遵守しつつ、規定が実態にそぐわないのであれば乗務員の声も取り入れ、徐行予告信号機の設置方について運転取扱実施基準の改正も検討すべきであると指摘し交渉を終了しました。

◆ 当該の徐行箇所において、徐行信号機から徐行予告信号機までの距離を600m以上取らなかった理由を質しました。

◆ 支社側は、600m手前に徐行予告信号機を設置すると新潟大学前駅のホーム手前の建植となり、停止ブレーキ扱いとタイミングが重なることでブレーキ操作に意識が向くが、ホーム末端に設置することで停止した後に徐行予

◆ 支社側は、徐行信号機までに速度を低下できるといことが目的であり、実施基準に基づいて総合的に判断して適用されているとの認識を繰り返しました。

◆ 組合側は、徐行箇所から600m以内の間に駅を挟む場合の徐行失念対策が、現行では①600m手前に徐行予告信号機を建植のうえホーム末端に注意看板を設置、②600m手前とホーム末端に徐行予告信号機を建植、③600mに満たないホーム末端のみに徐行予告信号機を建植、の3通りとなっていることから、乗務員が混乱する原因となつていないかを指摘しました。

◆ 組合側は、徐行箇所から600m以内の間に駅を挟む場合の徐行失念対策が、現行では①600m手前に徐行予告信号機を建植のうえホーム末端に注意看板を設置、②600m手前とホーム末端に徐行予告信号機を建植、③600mに満たないホーム末端のみに徐行予告信号機を建植、の3通りとなっていることから、乗務員が混乱する原因となつていないかを指摘しました。

団体交渉の日程決定!

申1号・申2号
「新潟統括センターの設置について」に対する申し入れ
「柔軟な働き方の実現に向けた統括センターの体制見直し」に対する申し入れ
2024年9月11日
9時30分より

